

自動二輪車に追突された原動機付き自転車の 運転手に生じた後遺障害等に対する賠償責任 —自賠責保険金が支払われるまでの期間に対する遅延損害金が認められた事例—

福岡高等裁判所那覇支部平成23年11月8日判決（平成23年（ネ）第58号）損害賠償請求控訴事件（変更）、（平成23年（ネ）第53号）付帯控訴事件（棄却）
原審：那覇地方裁判所平成23年3月31日判決（平成23年（ワ）第652号）損害賠償請求事件（一部認容・控訴）

川崎 和治*

A Case Study of Reparation for Bodily Injury caused by Rear-end Collision by a Motorcycle.

KAWASAKI Kazuharu

要 旨

沖縄本島において生じた自動二輪車と原動機付き自転車の衝突事故により、重傷を負った原動機付き自転車の運転手が、加害者に請求した損害賠償訴訟に関する判例研究である。那覇地裁が認定した事実を福岡高裁那覇支部は、より詳細に検討し、合理的な推認方法により加害者の100%過失を認め、被害者に過失相殺を課すことを否定した。後遺障害逸失利益の計算において、医学部2年生にもかかわらず、医師の平均賃金を基礎収入として計算、また、自賠責保険金が支払われるまでの期間に対する遅延損害金を認めている。

本稿が「交通事故 うまんちゅで築く 美ら島2014」を年間ソローガンとして掲げる沖縄県の交通事故減少に参考になればと願っている。

キーワード：自動二輪車の追突事故、損害賠償、後遺障害逸失利益、遅延損害金

* 沖縄大学地域研究所所員

1. 問題の所在

(1) 全国交通事故の傾向と沖縄県の特徴¹⁾

周知のように、我が国の交通事故死者数は昭和45年の16,765人²⁾をピークに年々減少してきた。昭和54年には、8,466人と半減した死者数も、その後、増加に転じたが、平成4年の11,452人を境に減少、平成25年度は4,373人に減少した。ピーク時の26%に減少したことになる。しかし、交通事故発生件数は平成16年がピークであり、この年は、952,709件、負傷者数は1,183,616人と、それぞれ史上最悪となっている。その後、発生件数、負傷者数とも9年連続して減少し、平成25年では、事故発生件数629,021件、負傷者数は781,494人となり、共にピーク時の66%と減少した。これを前年と比較すれば、事故発生件数は36,117件減少(△5.4%)、負傷者43,940人減少(△5.3%)、死者数38人減少(△0.9%)となり、いずれも事故総量が高い水準にあるとはいえ、減少傾向が顕著である。

これらを沖縄県に限ってみれば、平成16年を基準にして、平成25年は交通事故発生件数指数が102、死者指数が85、負傷者指数が102となっている³⁾。加えて、沖縄県の交通事故のうち、人身事故の特徴として言われているのは、「①人身事故に占める飲酒がらみ事故の構成率が高い(24年連続全国ワースト1)、死亡事故に占める飲酒がらみ事故の構成率が高い(4年ぶりの全国ワースト1)、②死者に占める二輪車乗車中の構成率が高い(全国ワースト2)、③高齢者関連事故は年々増加傾向で、10年前(平成16年)の約1.4倍、④若年者(16歳~24歳)関連事故の構成比は、全事故の約4割、⑤交差点事故の構成比は、全事故の約5割⁴⁾」などであるとされている。

このように見てくると、沖縄県における交通事事情はやや悪化しているようにも見える。そこで沖縄県警察では、平成26年交通警察活動重点策として、「飲酒運転の根絶と交通事故総量抑止対策の推進」を掲げ、年間スローガンとして「交通事故 うまんちゅで築く 美ら島2014」を採用して交通事故撲滅に努力を傾注している。

しかし、交通事故率を全国や九州全体(沖縄県を含む)と比較してみると、必ずしも沖縄県がワーストのグループであるとは限らない。

人口10万人当たり沖縄県死者率3.67人こそ、全国死者率3.44を上回るが、九州死者率4.01人を0.34下回る。また、沖縄県負傷者率558.73人は九州負傷者率893.91人を335.18人も下回り、全国負傷者率613.91人を55.18人下回る。

自動車1万台当たり死者率を見ると、沖縄県は0.44人であり、九州死者率0.49、全国死者率0.48をいずれも下回り、沖縄県負傷者率66.53人は九州負傷者率109.11人を42.58人も下回り、全国負傷者率85.98人を19.45人下回る。ただ、道路実延長1,000キロメートル当たりの事故率が高い。すなわち、沖縄県死亡率は6.45人であり、九州死亡率3.51人、全国死亡率3.60人より3ポイント弱高い。また、沖縄県負傷者率980.25人は九州負傷者率783.93人、全国負傷者率643.25人より略略200人~340人高いのである。

このように見てくると、沖縄県の交通事故による死傷者は全国平均より低い水準を示すが、

観光地の特徴からか、道路実延長の単位当たりの事故率が高くなっている。

(2) 本稿の目的

福岡高裁那覇支部は、平成23年11月8日、原審である那覇地裁平成23年3月31日判決⁵⁾を取消し、原審が認定した自動二輪車追突被害者には過失はなかったとして、原審が被害者に課した過失相殺割合50%を取消し、1億円を超える損害賠償を認容する判決を言い渡した⁶⁾。

この事件は、X（被害者・原告・控訴人・付帯被控訴人）が、深夜、国道A号線を進行中、右側にある訴外B薬品の駐車場に入ろうとして第2通行帯の右寄りに停車していたところ、後ろから、かなりのスピードで追い越しをしたY（加害者・被告・被控訴人・付帯控訴人）の自動二輪車に追突され、重傷を負った事件である。

那覇地裁は、事実認定において、Xが訴外B薬品の駐車場に入ろうとして、国道A号線を第1通行帯から斜めに侵入したためXには過失ありと認定して、50%の過失相殺をして賠償額を算定し、これを認容したが、福岡高裁那覇支部は事実認定を変更して、Xは右側のB薬品の駐車場に入るため、第2通行帯の中央から右寄りに、右足を地面につけて停車中、Y車がその右側をかすめて通行し、X車の右側およびXの右足をひっかけたためと認定して、Xに過失はないとしたものである。

本事件における論点は損害額の算定方法に尽きるが、第1にそれぞれの損害項目の計算が妥当であったかどうか。第2に自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という。）に基づく自動車損賠償責任保険ないし自動車損賠償責任共済（以下「自賠責」という。）の保険金または共済金が支払われるまでの間の遅延損害金が認められるかどうか。次に、認められるとすれば、自賠責の保険金（共済金）は損害に充当され、遅延損害金は、別途、賠償の実行によって支払われるのか（任意自動車保険の支払となるのか。）。それとも、自賠責保険金（共済金）がまず遅延損害金に充当され、その残額が損害額に充当されるのか。見解の分かれるところであろう。

本稿においては、この福岡高裁那覇支部平成23年判決を取り上げる。それは、本件が沖縄本島における事案であり、裁判所も福岡高裁那覇支部（原審は那覇地裁）であるためである。その上に、死者に占める二輪車乗車中の構成率が全国ワースト2位だからである。そして、沖縄県警察だけでなく、沖縄県民挙げて交通事故撲滅を計ろうとする「交通安全 うまんちゅで築く 美ら島2014」の願いを込めて、このような事故の再発防止を願うためでもある。

2. 事実の概要

平成15年2月17日午後11時ころ、沖縄県中頭郡〇〇先の国道A号線の路上において、Xが運転する原動機付き自転車（ホンダ・ディオ）にYが運転する大型自動二輪車（ヤマハ、XJR1200）が衝突し、Xが重傷を負った。

本件事故の現場付近は一直線で平坦な片側2車線のアスファルト舗装道路であり、最高速

度50キロメートル毎時と駐車禁止の交通規制がされていた。当時の天候は晴天で路面は乾燥しており、深夜であるにもかかわらず街灯や店舗の照明等により明るく、約70メートル先まで視認することができる状態であった。また、進行方向へは1分当たり自動車5台程度、逆方向へは1分当たり3台程度が通過する交通量があった。

本件事故直後、Xは衝突地点から進行方向に約8.8メートル先の中央線付近に転倒しており、X車は約9.5メートル先の中央線付近に右側を下に転倒していた。なお、X車のハンドル、ブレーキとも正常に作動し、ライトも点灯していた。しかし、車体右側の風防および車体前部風防の右側には軽微な損傷があった。

一方、衝突後、Yは転倒することなく、衝突地点から進行方向約113メートル付近に停車した。Y車のハンドルにふらつきはなく、ブレーキは正常に作動し、ライトガラスは破損していたもののライトは点灯していた。車体左側ステップバーおよびチェンジペダルが損傷していたが、その損傷の程度は軽微であった。なお、現場にはタイヤ痕、スリップ痕は残されていなかった。

事故当時、訴外Cは時速40ないし50キロメートルでタクシー営業運転中であったが、Y車に追い抜かれ、本件事故の衝突音を聞いて停車した。C車が約47.7メートル走行する間にY車は約91.3メートル走行したと認定されている。また、CはYが主張する駐車車両は無かったと指示説明している。

Xは昭和48年5月生まれの女子であり、事故当時、家庭教師として稼働していたが、事故後、平成16年4月にD大学医学部に入学し、平成23年1月の原審判決当時2年生であった。

Xの本件事故により被った傷害は右上腕骨骨折、右下腿骨骨折等であり、本件事故直後に撮影されたレントゲン写真には、下腿骨のうち、腰骨および腓骨は、脛骨の方向に折れ曲がっていた状態が撮影されていた。

Xは傷害の治療のため、事故日から平成20年4月2日までに、次のように10回にわたって合計748日間入院した。その他、通院が35日ある。

- 第1回 E病院に100日間
- 第2回 E病院に3日間
- 第3回 E病院に163日間
- 第4回 F病院に132日間
- 第5回 G病院に89日間
- 第6回 F病院に48日間
- 第7回 G病院に25日間
- 第8回 F病院に15日間
- 第9回 H病院に20日間
- 第10回 J病院に153日間

その結果、Xは平成20年4月2日、右下腿切断、右肩関節機能障害、骨盤変形障害の症状

が固定し、同年6月27日、これら後遺障害について併合4級の等級認定を受けている。

以上から、Xが算出した損害額は総額109,985,436円となり、すでに受け取った自賠責共済金から遅延損害金に充当した残額と高額医療費の払戻金相当額の合計額16,673,461円を控除し、弁護士費用9,500,000円を加算した総額102,811,975円をXはYに訴求したのである。

原審である那覇地裁平成23年3月31日判決は、本件事故は、Xが訴外B薬品の駐車場へ入ろうとしていたものであると推認しており、第1通行帯の左側付近から緩やかな角度で第2通行帯の右側の中央線に接近し、停車する間にY車に追突されたものであると認定し、Xにおいて、後方の安全に注意を払いさえすれば、ライトの光や走行音から、接近するY車の存在に気づき、危険を回避することができたとして、Xの過失を認定し、50%の過失相殺を行ったものである。その結果、認容額は50,230,793円となった。これを不服としてXが控訴したのである。

3. 判旨（原判決変更・付帯控訴棄却、確定）

(1) 事故態様について

「Xの傷害が右半身に集中し、X車が右側を下にして転倒していたこと、Xの右下腿骨の骨折原因となる衝撃はXの右後方から右前方に加えられたものであると推認される。

また、Xの下腿骨に加えられた衝撃が強いものであったことを前提にすると、Xの右下腿部はX車の外側にはみ出した状態で直接に衝撃を受けたことが推認される。

さらに、Xの身体及びX車がY車と国道A号線の中央線付近で衝突したにもかかわらず、そのまま約8ないし9メートル程度前方の中央線付近に飛ばされていたことを勘案すると、Xの身体ないしX車は真後ろから直進方向に強い衝撃を受けたものと推認される。」

以上の事実から「Xは、その右足をX車の外に出した状態で、右下腿部付近にほぼ真後ろから強い衝撃を受けたものと推認される。このことはY車の損傷の範囲が左側の突起部分(左側ステップバー及びチェンジペダル)に限定されており、その損傷が軽微である上、Y車が大きな衝撃を受けていないこともよく整合する。

そして、中央線付近で右足を原動機付自転車の右側に出した状態として想定できるのは、経験則上、右折待機のために右足を地面につけて停車している状態であろうし、本件にあってはXの右足が地面についていたために右脚の損傷の程度がより大きかったと推認される。」「以上のとおり、Yは、中央線付近で停車して右折待機中のX車の右後方のほぼ真後ろからY車の左側部分を接触させたと判断すべきである。」

(2) 過失について

タクシー営業運転中の訴外C車が「時速40ないし50キロメートルで約47.7メートル走行する間にY車は約91.3メートル走行していたのであるから、Yは時速76キロメートル(40×91.3/47.7)ないし95キロメートル(50×91.3/47.7)の高速で走行していたと認められるところ、その速度は制限速度(時速50キロメートル)を大幅に超過する。

これらの事故態様及びYの速度超過の程度に鑑みると、本件事故は専らYの過失により生じたものというほかない。Yによる無過失免責（自動車損害賠償保障法3条但書）は論外であり、過失相殺の主張も失当である。」

(3) 損害額について

Xにつき生じた損害認容額は、以下に述べるようにほぼXの請求額と同様である。

- ① 治療費4,750,813円、入院雑費748日分1,122,000円、装具代195,790円、納付済みの学費484,900円については「当事者に争いが無い。」
- ② 入院付添費100日分650,000円についても争いはなく、「本件事故と相当因果関係のある損害であると評価すべきである。」
- ③ 傷害慰謝料の請求額は4,700,000円であるが、「Xは本件事故により748日間入院し、35日間通院したところ、その傷害が極めて重篤であることを勘案すると、これを慰藉するに必要な金員は4,100,000円と評価される。」
- ④ 後遺障害逸失利益78,081,933円についても、「当裁判所も、Xが症状固定時にD大学医学部の2年生であり、医師国家試験に合格した上で医師として稼働する蓋然性が高いので、医師の平均賃金を基礎収入として後遺障害逸失利益を算定すべきである（金額省略）と判断する……。」として、請求額と同額が認容されている。
- ⑤ 後遺障害慰謝料20,000,000円についても、原審が認容した17,000,000円を取消し、「Xが本件事故により被った上記後遺障害に係る精神的苦痛を慰藉するに相当な金額は20,000,000円であると評価される。」とし、請求額と同額を認容した。
- ⑥ 以上、認容額小計は109,385,436円となる。

(4) 損害填補と遅延損害金について

「Xは高額療養費として974,376円の支給を受け、自賠責共済から平成16年8月26日に1,200,000円、平成19年6月12日に12,960,000円、平成20年7月1日に5,930,000円の支給を受けた。

高額療養費制度は、医療費の負担額が暦月で負担上限額を超えた場合に医療保険から超過額の支給を受ける制度であり、それ自体が保険給付として損害の填補を目的としているものであることから、損益相殺に準じて損害賠償債務の元本に充当されるべきであり、当該部分について遅延損害金は発生しない。

他方、不法行為に基づく損害賠償債務は損害の発生と同時に当然に遅滞に陥り、したがって相当額の遅延損害金が発生する。後に自賠責共済から保険金が支払われたからといって当然に損害賠償債務の元本に充当され、損益相殺に準じて遅延損害金が発生しないものと解すべき根拠はない（カッコ内省略）。」

以上から、損害の填補については以下のとおりとなる。

- ① 「弁護士費用を除く損害額合計額（金額省略）から、損益相殺に準じて損害賠償債務の元本に充当すべき高額療養費（974,376円）及びX自ら損益相殺に準じて損害賠

償債務の元本に充当する自賠責共済（傷害分、1,200,000円）を控除すると、以下の計算のとおり107,211,060円となる。（算式省略）」

- ② 「自賠責共済から支払われた保険金12,960,000円に相当する損害部分に対する本件事故の日（平成15年2月17日）から上記保険金支払日（平成19年6月12日）までの遅延損害金の額は以下の計算のとおり2,797,940円となる。（計算式省略）」
- ③ 「自賠責共済から支払われた保険金5,930,000円に相当する損害部分に対する本件事故の日（平成15年2月17日）から上記保険金支払日（平成20年7月1日）までの遅延損害金の額は以下の計算のとおり1,592,570円となる。（計算式省略）」
- ④ 「したがって、上記自賠責共済に係る保険金合計18,890,000円（計算式省略）を各支払日にそれぞれ損害賠償債務元本に充当すると弁護士費用を除く損害賠償債務の元本は88,321,060円となり（107,211,060円－18,890,000円）となり、その確定遅延損害金は4,390,510円（2,797,940円－1,592,570円）となる」
- ⑤ 「本件事故と相当因果関係のある弁護士費用は8,800,000円と認める。

(5) 結論

「以上のとおり、XのYに対する請求は、損害賠償元本97,121,060円（計算式省略）、確定遅延損害金4,390,510円（その合計は101,511,570円）及び上記損害賠償金元本に対する本件事故の日である平成15年2月17日から支払済みまで民法所定の年5部の割合による遅延損害金の支払いを求める限度で理由があり、その余は理由がない。」

4. 研究

(1) 事実認定について

本件判決は事故発生の態様について、原審の判断と異なった判断を下している。

原審において、YはXが道路左側の2台の駐車車両の間から国道A号線とほぼ直角に近い角度で飛び出したと主張し、自賠法3条の責任を負わない旨主張したが、判旨は「本件事故当時、道路左側に2台の駐車車両があったか否かを認定する確かな証拠がないものの、X車とXの衝突後の挙動やXの傷害部位に照らせば、少なくとも、X車が直角に近い形で飛び出てきたことはないもの」として、「X車が衝突地点から約9.5メートルの地点に転倒していることからすれば、衝突の時点で、完全に停止をして右折待機の状態であったものではなく、おそらく、第1通行帯の左側付近から緩やかな角度で第2通行帯の右側の中央線に接近し、停車する間際であった」と認定し、「本件事故については、Yにおける前方のX車の動静不注視と高速度でのY車の走行、そして、Xにおける後方の安全確認の不十分によって生じたもの」と事実認定を行い、「Yにおいて、Y車の保有者としての自賠法3条の運行供用者責任を負い、他方、Xにおいて、50%の過失相殺は免れない」とした。

これに対して、本判決は事故の状況を詳しく調査し、X車の転倒後の位置やX車の破損の状況、Xの傷害部位、Y車の破損箇所、Y車のスピードが毎時76～95キロメートルであった

と認定される事などから、前述判旨で記述した通り「本件事故は専らYの過失により生じたものというほかはない。Yによる無過失免責（省略）は論外であり、過失相殺の主張も不当である」と判示して、原判決を変更した。

以上のとおり、本件判決が、事実関係を詳細に再検討し、一定の事実から生じるであろう結果を合理的判断の範囲内で推認し、その結果、Yの過失を認定し、原審がXに課した過失相殺を取消したことは、論理的推認の結果であり、賛成である。

(2) 損害額について

特徴的なことは、損害額の算定につき、Xの主張と本判決の認容額との間に大きな差はないことである。結果として、Xの請求額がそのまま認容された項目が多い。次に一覧してみよう。

Xの損害項目	Xの請求額（円）	本判決の認容額	参考・原審の認容額
治療費	4,750,813	4,750,813	4,750,813
入院雑費	1,122,000	1,122,000	1,122,000
装具代	195,790	195,790	195,790
納付済みの学費	474,900	474,900	474,900
入院付添費	650,000	650,000	650,000
傷害慰謝料	4,700,000	4,100,000	4,100,000
後遺障害逸失利益	78,081,933	78,081,933	78,081,933
後遺障害慰謝料	20,000,000	20,000,000	17,000,000
小計	109,985,436	109,385,436	(106,985,436)
過失相殺50%	なし	なし	53,192,718

以上からXの請求額と本件判決の認容額とは、上記損害項目に関する限り、傷害慰謝料が請求額470万円、認容額が410万円と異なるのみである。

周知のように、慰謝料は精神的損害に対する慰謝であるため、損害額の証明は不可能である。そのため、慰謝料は原告の証明なしに裁判官が認定できるとされている。また、慰謝料は損害額調整の意味を持つこともあるため、その適否は損害額全体を俯瞰する必要がある。本件では、傷害慰謝料と後遺障害慰謝料が認められており、認容額合計は2,410万円である。交通事故の慰謝料水準から見て、問題はない。

それぞれの損害項目の具体的な計算においても、疑問となるところはないが、若干問題があるとすれば、後遺障害逸失利益であろう。

後遺障害逸失利益の計算は、基礎となる収入に労働能力喪失率、労働能力喪失期間を乗じ中間利息控除を行って算出する。この場合、死亡逸失利益の計算とは異なり、生活費を控除しないのが原則である⁷⁾。Xは事故時に家庭教師として収入を得ていたが、Xの症状固定時にはD大学医学部2年生となっている。しかし、まだ医師として稼働しているわけではない。

将来、医師国家試験に合格し、医師としての収入を売る法的蓋然性が事故時に認められるかどうかについては若干の疑問がある。この点につき本判決は、既述のように（本稿3判旨(3)損害額について④）、将来「医師として稼働する蓋然性が高いので、医師の平均賃金を基礎収入として」逸失利益を算定すべきことを認めた。Xが確実に医師として稼働する蓋然性が高いことの証明⁸⁾がなされていれば、医師の平均賃金を基礎収入に認めるのにやぶさかではないが、医師として稼働する蓋然性についての証明が為されているかどうか。この点につき、判決は必ずしも詳細に述べていない。若干の疑問を感じるところである。

しかしながら、ほとんどの医学生が無事医学部を卒業しており、医師国家試験の合格率は常に80%台であってみれば、法的確実性とまではいえないが、医師としての稼働の蓋然性を認めても差し支えないと考える。

なお、医学生の後遺障害逸失利益の算定にあたって、事故時のセンサス医師男子全年齢平均を基礎収入とした例として、横浜地裁平成13年10月12日判決⁹⁾がある。

(3) 損害の填補

前表のとおり、損害額は109,385,436円と算定されたが、Xはすでに高額療養費として974,376円を得ており、さらに自賠責共済から平成16年8月26日に1,200,000円の、平成19年6月12日に12,960,000円、平成20年7月1日に5,930,000円の共済金の支払を受けている。

本判決は「高額療養費制度は、医療費の負担額が暦月で負担限度額を超えた場合に医療保険から超過額の支給を受ける制度」であるとして、「それ自体が損害の填補を目的としているものである」から「損益相殺に準じて損害賠償債務の元本に充当されるべきであ」として遅延損害金の発生を認めなかった。高額療養費支給は社会政策上の医療制度の一環であってみれば、支払日の如何を問わず、損害賠償の元本に充当され、遅延損害金は発生しないとする解釈が望ましいと考えるので賛成である。

そうすると、自賠責共済金（保険金）の場合はどうなるのが問題となる。本件事故の加害者が負う債務は、自賠法3条に基づく損害賠償債務である。これはすなわち不法行為に基づく損害賠償に他ならない。

不法行為に基づく債務は損害の発生と同時に当然に遅滞に陥ることは疑いがない¹⁰⁾。そうすると、自賠責共済金（保険金）が支払われるまでの間に遅延損害金が発生しているはずである。通常、自賠責保険金が支払われたといっても、これで損害賠償額の全額（損害金の元本および遅延損害金）をカバーするケースは少ない。このような場合には、自賠責共済金（保険金）は、まず遅延損害金の支払債務に充当しされるべきものなのであろうか。

従来の実務慣行は自賠責保険金を損害賠償金の元本に充当し、残額元本だけに対する事故日からの遅延損害金を認めるという方式であった。この方式は「長きにわたり特段疑問を持たれることがなかったとともに、当事者間の黙示の合意に合致するものと考えられてきた¹¹⁾」という。しかし、最高裁（三小）平成11年10月26日判決¹²⁾は「不法行為に基づく損害賠償債務は、損害の発生と同時に、何らの催告を要することなく、遅滞に陥るものであって（最

高裁昭和34年（オ）第117号同37年9月4日第三小法廷判決・民集16巻9号1834頁）、後に自動車損害賠償保障法に基づく保険金の支払によって元本債務に相当する損害がてん補されたとしても、右てん補に係る損害金の支払債務に対する損害発生日である事故の日から、右支払日までの遅延損害金は既に発生しているのであるから、右遅延損害金の請求が制限される理由はない。」と判示して、保険金支払日までの遅延損害金を認めた。ついで、最高裁（二小）平成16年12月20日判決¹³⁾は「本件自賠責保険等によっててん補される損害についても、本件事故時から本件自賠責保険等の支払日までの間の遅延損害金が既に発生していたのであるから、本件自賠責保険等が支払時における損害金の元本及び遅延損害金の全部を消滅させるに足りないときは、遅延損害金の支払債務にまず充当されるべきものであることは明らかである（民法491条1項参照）。」と判示し、自賠責保険金（共済金）についても法定充当の規定が適用されることを明確にした。

① 遅延損害金の計算

本判決は、自賠責共済の傷害部分の共済金1,200,000円については、Xは事故日から支払日までの遅延損害金を請求できるのに、その主張がないと認定されている。そのため「X自ら損益相殺に準じて損害賠償の元本に充当する自賠責共済（傷害分、1,200,000円）を控除」（本件判決80頁（ア））すると解されている。したがって、Xの主張がない以上、遅延損害金は認める必要がない。

そこで、上表の損害額小計109,385,436円から、損益相殺に準じて既払金である高額療養費974,376円と自賠責共済金傷害分の1,200,000円を控除すると、107,211,060円（109,385,436円－974,376円－1,200,000円）となる。

自賠責共済から支払われた共済金12,960,000円に相当する損害部分に対する遅延損害金（5%）の額は、本件事故日が平成15年2月17日であり、支払日が平成19年6月12日であるので、その期間は平成15年が318日、平成16～18年が3年、平成19年が163日分となり、2,797,940円 $\{12,960,000円 \times 0.05 \times (318 / 365 + 3年 + 163 / 365)\}$ （円未満四捨五入）である。

自賠責共済から支払われた共済金5,930,000円に相当する損害部分に対する遅延損害金（5%）の額は、本件事故日が平成15年2月17日であり、支払日が平成20年7月1日であるので、その期間は平成15年が318日、平成16～19年が4年、平成20年が183日分となり、1,592,570円 $\{5,930,000円 \times 0.05 \times (318 / 365 + 4年 + 183 / 366)\}$ （円未満四捨五入）となる。

そうすると、本件事故にかかる自賠責共済の共済金合計18,890,000円（12,960,000円＋5,930,000円）をそれぞれの支払日にそれぞれの損害賠償債務の元本に充当すると、損害賠償債務額元本は88,321,060円（107,211,060円－18,890,000円）となる。その確定遅延損害金は上記のとおり4,390,510円（2,797,940円＋1,592,570円）である。

② 賠償すべき損害の総計

以上から、本判決が認容した賠償すべき損害の総額は次のとおり算定された。

前表の小計の額から既払金（高額療養費＋自賠責保険金）を控除すると、88,321,060円

(109,385,436円－974,376円－1,200,000円－12,960,000円－5,930,000円)となり、弁護士費用8,800,000円¹⁴⁾を加えると、97,121,060円となる。これに確定遅延損害金4,390,510円を加えると賠償すべき損害額総計は101,511,570円である。さらに事故の日から支払済みまで、民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払が認容された。妥当である。

ところで本件のように、自賠責保険や任意自動車保険対人・対物賠償を含む賠償責任保険において、損害の一部を埋めるに過ぎない保険金の支払があった場合の遅延損害金の具体的な計算方法については、最高裁はまだ言及していない。法曹実務は本件が示したように、事故日から保険金の支払われた期間までの遅延損害金を算出して要賠償額に加算すると同時に、支払われた保険金は損害額元本に充当する方式を採るものが多いようである。その上で、元本へ充当により減額した損害額（要賠償額）について、その賠償債務額の支払いまでの遅延損害金を課すのは当然である。

一方、支払われた保険金を民法の原則通り、まず遅延損害金に充当し、残額を損害元本に充当する方法も考えられる。この計算方式の方が民法の趣旨に適うようにも思われる。結果的に大きな差は生じないとしても、問題の提起とさせて頂く。今後の研究課題の一つとしたい。

注

- 1) 全国の交通事故統計は「平成26年版交通安全白書」（内閣府発行）、沖縄県の交通事故統計は「（平成25年版）沖縄県警察交通白書」（沖縄県警察本部交通部交通企画課発行）（以下、本稿では「沖縄県交通白書」という。）による。なお、両者の年表示が異なるが、共に平成25年の統計である。
- 2) 昭和45年の統計には、沖縄県は含まれていない。
- 3) 前掲注(1)4頁、下段の表参照。
- 4) 前掲注(1)はしがき
- 5) 自保ジャーナル1884号84頁
- 6) 前掲注(5)75頁
- 7) 『民事交通事故訴訟・損害賠償額算定基準上巻2014』日弁連交通事故損団センター東京支部2014年発行（以下『赤い本』上巻という。）80頁参照。
- 8) 「逸失利益算定の基礎となる収入は、原則として事故前の現実収入を基礎とするが、将来、現実収入額以上の収入を得られる立証があれば、その金額が基礎収入となる。」『赤い本』上巻79頁
- 9) 自動車保険ジャーナル1421号。なお、自動車保険ジャーナルは1813号（2010年1月14日号）より「自保ジャーナル」と名称を変更している。
- 10) 最高裁（三小）昭和37年9月4日判決 民集16巻9号1834頁、判例タイムズ139号51頁
- 11) 丸山一朗「保険会社による医療機関への治療関係費の支払等（任意保険金支払い）について、被害者の損害賠償債務の元本に充当され、かつ、その遅延損害金の請求が黙示の合意に基づき免除されていたとされた事例」石田満編『保険判例2013』（2013年、保険毎日新聞社発行）72頁、

『赤い本』下巻（講演録編）2006年（平成18年）版221頁

12) 交通民集32巻5号1331頁

13) 判例時報1886号46頁

14) 通常、金銭賠償を目的とする民事裁判では、弁護士費用は認容される損害賠償額の10%前後がほとんどである。本判決も弁護士費用は認容された賠償額88,321,060円のほぼ10%に当たる8,800,000円が認められた。